文部科学省

新学校法人会計基準等説明会

②改正私立学校振興助成法に基づく都道府県による告示等の整備

文部科学省高等教育局私学部参事官付

令和７年４月

※説明会開催時の配布資料から事務的な修正あり（目次、中表紙）

本日の説明内容

１．私立学校法、私立学校振興助成法、
　　学校法人会計基準の改正

２．都道府県で定めていただく事項について

３．令和8年度以降の決算スケジュール

４．Q&A

都道府県において必要な対応

１．改正後の私立学校振興助成法第14条第2項に規定する「所轄庁の定め」の制定

- 補助金の交付を受ける、会計監査人を設置しない知事所轄学校法人が、計算書類及びその附属明細書の監査を受ける際の監査事項（監査の内容、監査対象範囲）
- 監査免除の許可を受ける補助金額の基準

２．新設した私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に規定する「所轄庁の定める書類」の制定

- 所轄庁へ提出する添付書類の内容

法令上は制定期限は設けられていないものの、令和７年度の対応に関する内容であるため、学校法人や公認会計士の業務に支障が出ないよう、遅くとも令和７年６月をメドに定めていただくことが望ましい。

１．私立学校法、私立学校振興助成法、学校法人会計基準の改正

私立学校振興助成法施行規則の制定等について

施行日：令和７年４月１日

趣旨

私立学校法の一部を改正する法律（令和５年法律第21号）附則第19条により、私立学校振興助成法による委任を受けた、監査報告及び所轄庁への書類提出に関する各種規定を施行規則として整備する。

併せて、文部科学大臣を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第２条第４号に掲げる所轄庁が定める書類を、告示にて定める。

制定のポイント

１．監査報告関係（施行規則第１条）

（会計監査人を設置しない助成対象学校法人のみに関連する規定）

監査を行う公認会計士又は監査法人は、その職務を適切に遂行するため、**学校法人役員等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に務める**こととする。

２．所轄庁への書類提出関係

（全ての助成対象学校法人に関連する規定）

（１）書類の添付（施行規則第２条）

所轄庁への書類の提出は、次の書類を添付してすることとする。

① **事業活動収支内訳表**
② **資金収支内訳表**
③ **人件費支出内訳表**
④ **公認会計士又は監査法人の監査報告その他の所轄庁が定める書類**

大臣所轄学校法人：文部科学省告示（本資料３．）参照
知事所轄学校法人：**所轄の都道府県知事の定め**による

（２）事業活動収支内訳表、資金収支内訳表、人件費支出内訳表の記載方法等（施行規則第３条、第４条、第５条）

改正前の学校法人会計基準において規定されていた内容を引き継ぐこととする。（各書類の様式も同様）

３．文部科学大臣を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第２条第４号に掲げる所轄庁が定める書類（令和6年文部科学省告示第132号）

所轄庁が定める書類は、**人件費支出内訳表が私立学校振興助成法施行規則第５条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士又は監査法人の監査報告**とする。

令和５年改正前の私立学校法、私立学校振興助成法における財務書類の作成規定

○私立学校法（昭和24年法律第270号）（抜粋）

（財産目録等の備付け及び閲覧）

第47条　学校法人は、毎会計年度終了後2月以内に、文部科学省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表、収支計算書、・・・（中略）・・・を作成しなければならない。

○私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）（抜粋）

（財産目録等の作成）

第4条の4　法第47条第1項（法第64条第5項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する書類（事業報告書にあつては財務の状況に関する部分に限り、役員等名簿を除く。）の作成は、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準その他の学校法人会計の慣行に従つて行わなければならない。

（作成基準等）以下通知において様式参考例を示す
- 財産目録：「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について（通知）」（平成16年7月23日16文科高第304号）
- 貸借対照表、収支計算書：「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令等の施行について（通知）」（令和元年9月27日元文科高第518号）

○私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）（抜粋）

（書類の作成等）

第14条　第4条第1項又は第9条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

（作成基準等）
学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）

令和５年改正後の私立学校法、私立学校振興助成法における財務書類の作成規定

○私立学校法（昭和24年法律第270号）　（抜粋）

（計算書類等の作成及び保存）

第103条　学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

２　学校法人は、毎会計年度終了後3月以内に、文部科学省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類等（計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

（作成基準等）
学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）
（有価証券発行学校法人の貸借対照表、収支計算書について）有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年文部科学省令第36号）※新会計基準に根拠規定を設ける

（財産目録等の作成、備置き及び閲覧等）

第107条　学校法人は、毎会計年度終了後3月以内に（学校法人が成立した日の属する会計年度にあつては、当該成立した日以後遅滞なく）、文部科学省令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成しなければならない。

一　財産目録

（作成基準等）
学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）

○私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）　（抜粋）

財務計算に関する書類※1の作成規定は削除され、計算書類※2・附属明細書の作成規定は改正私立学校法及び新会計基準に位置づけ

（※1 資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表等、改正前会計基準による計算書類）
（※2 貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、注記事項）

（所轄庁への書類の提出等）

第14条

４　助成対象学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、毎会計年度終了後3月以内に、その終了した会計年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに当該会計年度の翌会計年度の収支予算書に前項の監査報告（会計監査人設置学校法人等にあつては、私立学校法第86条第2項の会計監査報告）を添付して、所轄庁に提出しなければならない。ただし、第2項ただし書に規定する場合には、監査報告の添付を要しない。

○私立学校振興助成法施行規則（令和6年文部科学省令第29号）　（抜粋）

（所轄庁への提出書類）

第2条　法第14条第4項の規定による所轄庁への書類の提出は、次に掲げる書類を添付してしなければならない。

一　事業活動収支内訳表
二　資金収支内訳表
三　人件費支出内訳表
四　略

令和５年改正前の私立学校振興助成法における財務書類の監査規定

○私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）（抜粋）

（書類の作成等）

第14条　第4条第1項又は第9条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

2　前項に規定する学校法人は、同項の書類のほか、収支予算書を所轄庁に届け出なければならない。

3　前項の場合においては、第1項の書類については、**所轄庁の指定する事項**に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。ただし、**補助金の額が寡少であつて、所轄庁の許可を受けたとき**は、この限りでない。

（所轄庁の指定する事項）
- 大臣所轄学校法人：平成27年文部科学省告示第73号
- 知事所轄学校法人：各都道府県知事が定める告示等にて指定

（参考）**平成27年文部科学省告示第73号に定める監査事項（抜粋）**

学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、財務計算に関する書類（資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支内訳表を除く。）が作成されているかどうか。

令和５年改正後の私立学校法、私立学校振興助成法における財務書類の監査規定

○私立学校法（昭和24年法律第270号）（抜粋）

（計算書類等の監査等）

第104条　計算書類等は、文部科学省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、会計監査人設置学校法人においては、計算書類及びその附属明細書については、文部科学省令で定めるところにより、監事及び会計監査人の監査を受けなければならない。

私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）
- 第30条～第42条にて計算書類等の監査についての内容、期限等を規定
- 第43条にて、財産目録について法第104条及び第105条、同令第30条～第42条を準用することを規定

○私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）（抜粋）

（所轄庁への書類の提出等）

第14条　第4条第1項又は第9条に規定する補助金の交付を受ける学校法人（以下この条において「助成対象学校法人」という。）は、収支予算書を作成しなければならない。

２　助成対象学校法人（会計監査人設置学校法人等（私立学校法第82条第3項に規定する会計監査人設置学校法人及び同法第143条に規定する大臣所轄学校法人等をいう。第4項において同じ。）を除く。）は、計算書類（同法第103条第2項に規定する計算書類をいう。第4項において同じ。）及びその附属明細書について、**所轄庁の定めるところ**により、公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。次項において同じ。）又は監査法人の監査を受けなければならない。ただし、**補助金の額が少額である場合において所轄庁の許可を受けたとき**は、この限りでない。

（所轄庁の定め）
- 大臣所轄学校法人：該当なし
- 知事所轄学校法人：各都道府県知事が定める告示等にて指定

３　前項の公認会計士又は監査法人は、同項本文の規定により監査を行つたときは、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

４　助成対象学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、毎会計年度終了後3月以内に、その終了した会計年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに当該会計年度の翌会計年度の収支予算書に前項の監査報告（会計監査人設置学校法人等にあつては、私立学校法第86条第2項の会計監査報告）を添付して、所轄庁に提出しなければならない。ただし、第2項ただし書に規定する場合には、監査報告の添付を要しない。

○私立学校振興助成法施行規則（令和6年文部科学省令第29号）（抜粋）

（所轄庁への提出書類）

第2条　法第14条第4項の規定による所轄庁への書類の提出は、次に掲げる書類を添付してしなければならない。

一～三　略

四　人件費支出内訳表が第5条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士又は監査法人の監査報告その他の**所轄庁が定める書類**

（所轄庁の定める書類）
- 大臣所轄学校法人：令和6年文部科学省告示第132号
- 知事所轄学校法人：各都道府県知事が定める告示等にて指定

２．都道府県で定めていただく事項について

都道府県において必要な対応

１．改正後の私立学校振興助成法第14条第2項に規定する「所轄庁の定め」の制定

- 補助金の交付を受ける、会計監査人を設置しない知事所轄学校法人が、計算書類及びその附属明細書の監査を受ける際の監査事項（監査の内容、監査対象範囲）
- 監査免除の許可を受ける場合の基準金額

２．新設した私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に規定する「所轄庁が定める書類」の制定

- 所轄庁へ提出する添付書類の内容

都道府県において必要な対応

1．改正後の私立学校振興助成法第14条第2項に規定する「所轄庁の定め」の制定

- 補助金の交付を受け、かつ会計監査人を設置しない知事所轄学校法人が、計算書類及びその附属明細書の監査を受ける際の監査事項（監査の内容、監査対象範囲）

  ⇒従前の監査事項に関する告示等に、学校法人会計基準の改正内容を反映させたものを想定。

  規定内容は、平成27年文部科学省告示第73号や各都道府県の現行告示等を参考いただきたい。

  （例）

  学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、~~財務計算に関する書類（資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支内訳表を除く。）~~計算書類（私立学校法第103条第２項に規定する計算書類をいい、活動区分資金収支計算書を除く。）及びその附属明細書並びに収益事業会計に係る貸借対照表及び損益計算書が作成されているかどうか。

（参考）「会計制度の整備及び運用の状況」の監査事項指定について

大臣所轄学校法人に対しては、昭和46年文部省告示第207号により「会計制度の整備及び運用の状況」が昭和46年度監査事項に指定されていた。
その後、昭和47年文部省告示第114号により、昭和47年度（沖縄県に主たる事務所が所在する学校法人については、昭和49年度）以降は、「会計制度の整備及び運用の状況」に代わって「学校法人会計基準の定めるところに従って、会計処理が行われ、財務計算に関する書類が作成されているかどうか」が監査事項として指定された。これまでに幾度かの改正を経て、平成27年文部科学省告示第73号まで、同様の内容となっている。

- 監査免除の許可を受ける場合の基準金額

  ⇒法改正により文言を適正化（「寡少」⇒「少額」）したが、趣旨は変わらない。

都道府県において必要な対応

２．新設した私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に規定する「所轄庁の定める書類」の制定

- 所轄庁へ提出する添付書類の内容

⇒私立学校法施行規則第２条第４号は、所轄庁への提出書類に関する定め。

四　人件費支出内訳表が第5条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士又は監査法人の監査報告その他の**所轄庁が定める書類**

条文にある「人件費支出内訳表が第5条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士又は監査法人の監査報告」は例示。

基本的には、公認会計士又は監査法人の監査対象とする書類に関する監査報告の添付を想定。
3点ある内訳表のうちどの書類を対象とするかは、各都道府県の判断による。
規定の文言は、令和６年文部科学省告示第132号を参考いただきたい。

文部科学大臣を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第２条第４号に掲げる所轄庁が定める書類
（令和6年文部科学省告示第132号）
所轄庁が定める書類は、**人件費支出内訳表が私立学校振興助成法施行規則第５条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士又は監査法人の監査報告**とする。

３．令和８年度以降の決算スケジュール

決算スケジュール例（会計監査人を設置する場合）

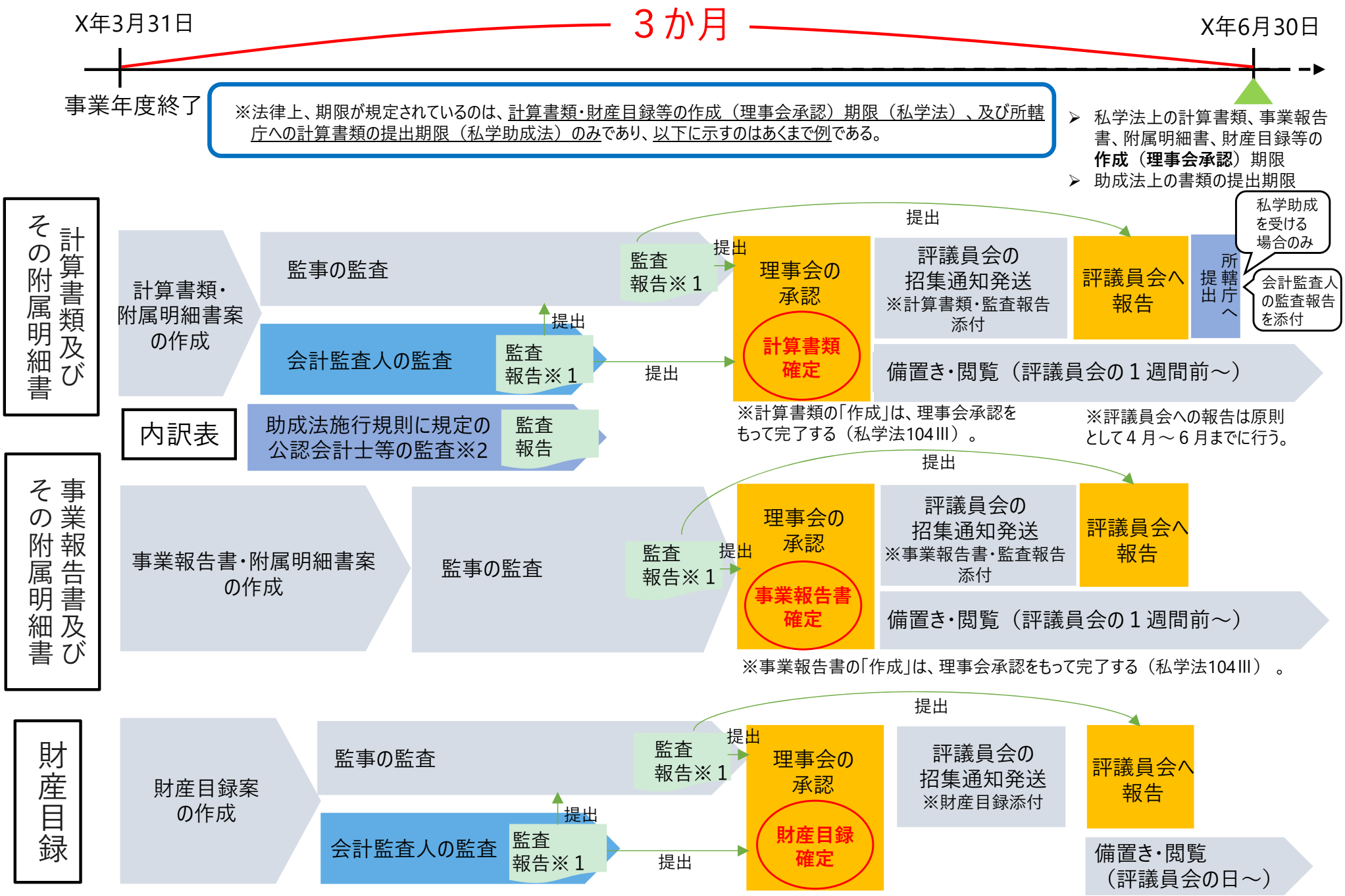

※1 会計監査人、監事の監査報告はそれぞれ1枚にまとめて作成される
※2 具体的には助成法施行規則第2条第4項基づく「所轄庁の定め」で規定

計算書類等の作成から評議員会提出までの期限
（会計監査人設置を設置する場合）

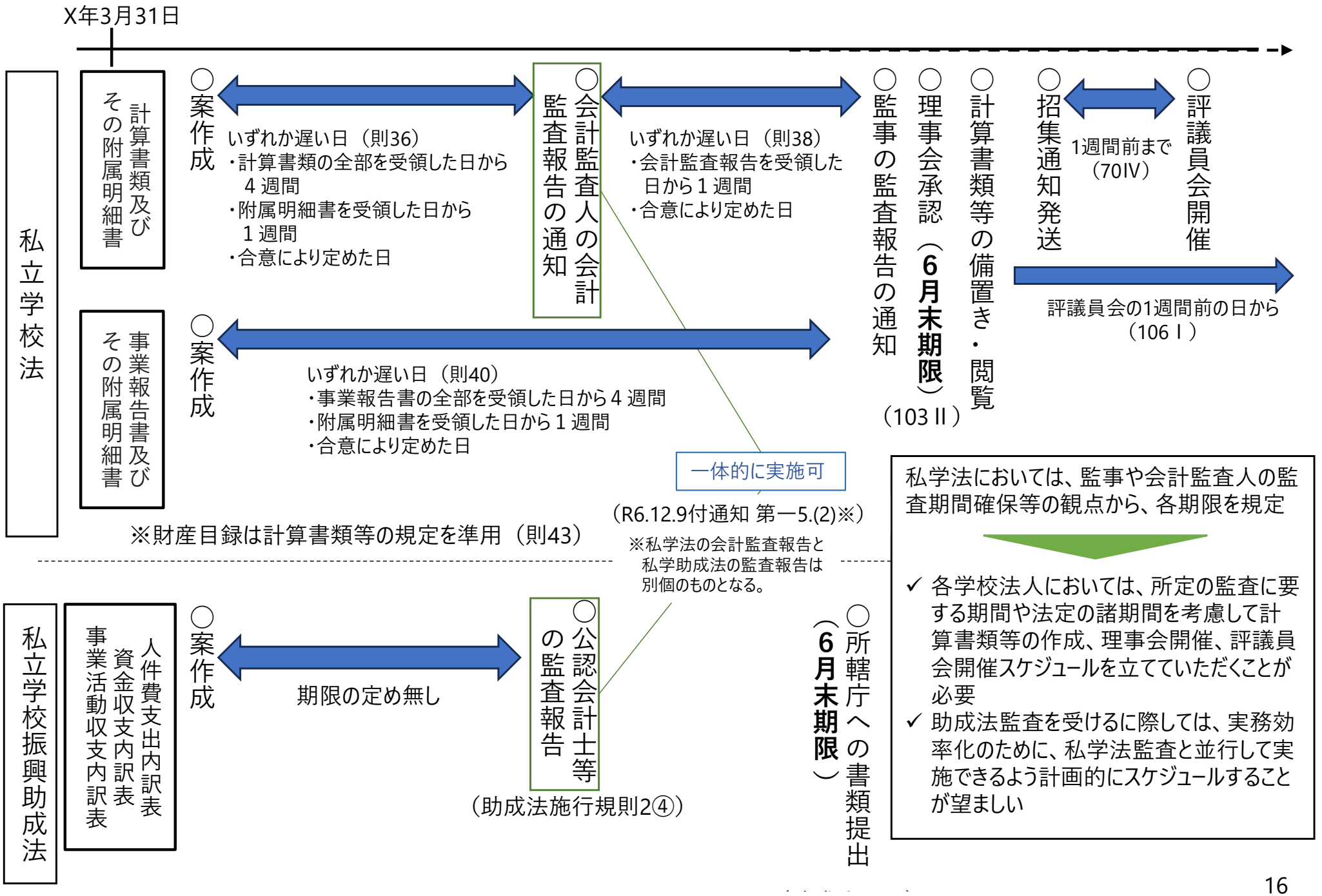

（※R6.12.9付通知： 6 文科高第1457号「私立学校振興助成法第 14 条第 4 項に基づく書類の提出等について（通知）」）

決算スケジュール例（会計監査人を設置しない場合）

※1 監事の監査報告は1枚にまとめて作成される
※2 具体的には助成法14条2項、助成法施行規則第2条第4項基づく「所轄庁の定め」で規定

計算書類等の作成から評議員会提出までの期限
（会計監査人設置を設置しない場合）

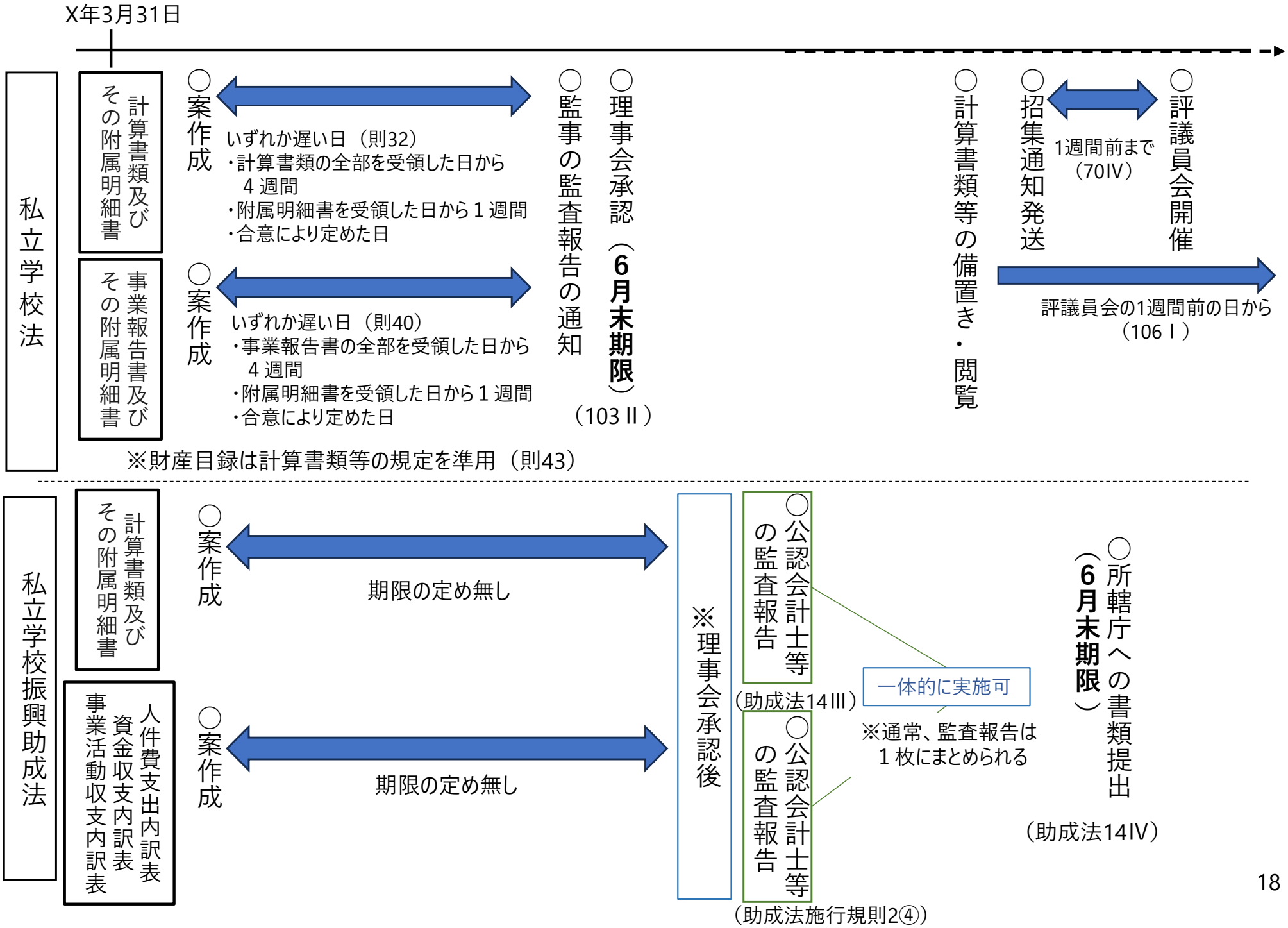

4．Q&A

Q1. 文部科学省から、改正私立学校振興助成法第14条第2項に規定する「所轄庁の定め」を告示する予定はありますか？

A1. 同条に基づく文部科学省告示を制定する予定はありません。

（補足）

改正私立学校振興助成法第14条第2項では、対象となる助成対象学校法人から「会計監査人設置学校法人等」が除かれていることから、文部科学大臣を所轄庁とする学校法人は対象外となっています。

Q2. 文部科学省から、平成27年3月30日付「平成27年度以後の監査事項の指定について（通知）」のように、計算関係書類の詳細な監査内容を通知する趣旨の文書が発出される予定はありますか？

A2. 計算関係書類の詳細な監査内容を通知する予定はありません。
なお、今回の改正により監査事項に大きく影響するものは無いと考えており、都道府県から通知する場合は、平成27年3月30日付通知に即した内容としていただくことが考えられます。

（補足）
改正前の私学助成法の規定では、計算書類の監査について文部科学省告示にて指定していたことから、その詳細を通知していました。

改正私学助成法では、大臣所轄学校法人については改正私学法上の会計監査報告を提出することとなり、具体的な内容が改正私学法施行規則第30条に規定されていることから、文部科学省から計算関係書類に関する監査事項についての通知は行いません。

＜参考＞
○**改正私立学校法施行規則**
（**計算関係書類の監査**）
第30条　法第104条第1項及び第2項（これらの規定を法第152条第6項において準用する場合を含む。）の監査（計算関係書類（各会計年度に係るものに限る。以下この節において同じ。）に係るものに限る。以下この節において同じ。）については、この節に定めるところによる。
2　前項に規定する監査には、公認会計士法第2条第1項に規定する監査のほか、計算関係書類に表示された情報と計算関係書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。

Q3. 改正私立学校振興助成法第14条第2項に規定する「所轄庁の定め」は、どのような内容を想定していますか？

A3.計算書類及びその附属明細書の監査を受ける際の監査事項（監査の内容、監査対象範囲）を定めていただきます。
具体的には、各都道府県における従前の監査事項に関する告示等に、学校法人会計基準の改正内容を反映させたものを想定しています。

Q4. 補助金の額が少額である場合における、人件費支出内訳表の監査報告の添付免除の許可は、私立学校振興助成法第14条第4項ただし書きが根拠となるのか。

A4. 御理解のとおりです。

＜参考＞

○**改正私立学校振興助成法**

（**所轄庁への書類の提出等**）

第14条　第4条第1項又は第9条に規定する補助金の交付を受ける学校法人（以下この条において「助成対象学校法人」という。）は、収支予算書を作成しなければならない。

２　助成対象学校法人（会計監査人設置学校法人等（私立学校法第82条第3項に規定する会計監査人設置学校法人及び同法第143条に規定する大臣所轄学校法人等をいう。第4項において同じ。）を除く。）は、計算書類（同法第103条第2項に規定する計算書類をいう。第4項において同じ。）及びその附属明細書について、所轄庁の定めるところにより、公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。次項において同じ。）又は監査法人の監査を受けなければならない。ただし、補助金の額が少額である場合において所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。

３　前項の公認会計士又は監査法人は、同項本文の規定により監査を行つたときは、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

4　助成対象学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、毎会計年度終了後3月以内に、その終了した会計年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに当該会計年度の翌会計年度の収支予算書に前項の監査報告（会計監査人設置学校法人等にあつては、私立学校法第86条第2項の会計監査報告）を添付して、所轄庁に提出しなければならない。ただし、第2項ただし書に規定する場合には、監査報告の添付を要しない。

Q5. 平成14年1月7日付け「学校法人の出資による会社の設立等に伴う財務計算に関する書類の作成について（通知）」の２「当該会社 *＜注＞*の経営状況の概要を把握するための添付資料は，当該会社の概要（別紙参照），貸借対照表及び損益計算書又はそれらの要旨とし，これらの資料については，計算書類には綴じ込まずに届出時に添付すること。」の記載は、令和７年度以降も適用されるのか。

＜注＞学校法人の出資割合が2分の1以上の会社

A5. ご質問の通知の記載内容は、今回の改正により取扱いは変わりません。
学校法人の出資割合が2分の1以上の会社がある場合は、引き続きその経営状況の概要を把握するための添付資料を提出する必要があります。

Q6. 令和6年12月9日付け「私立学校振興助成法第14条第４項に基づく書類の提出等について（通知）」の第一３．　（３）に記載している、原本が紙媒体である場合の提出方法について、要は原本をPDFにスキャンしてメールでデータ提出する、という趣旨か。

A6. 御理解のとおりです。

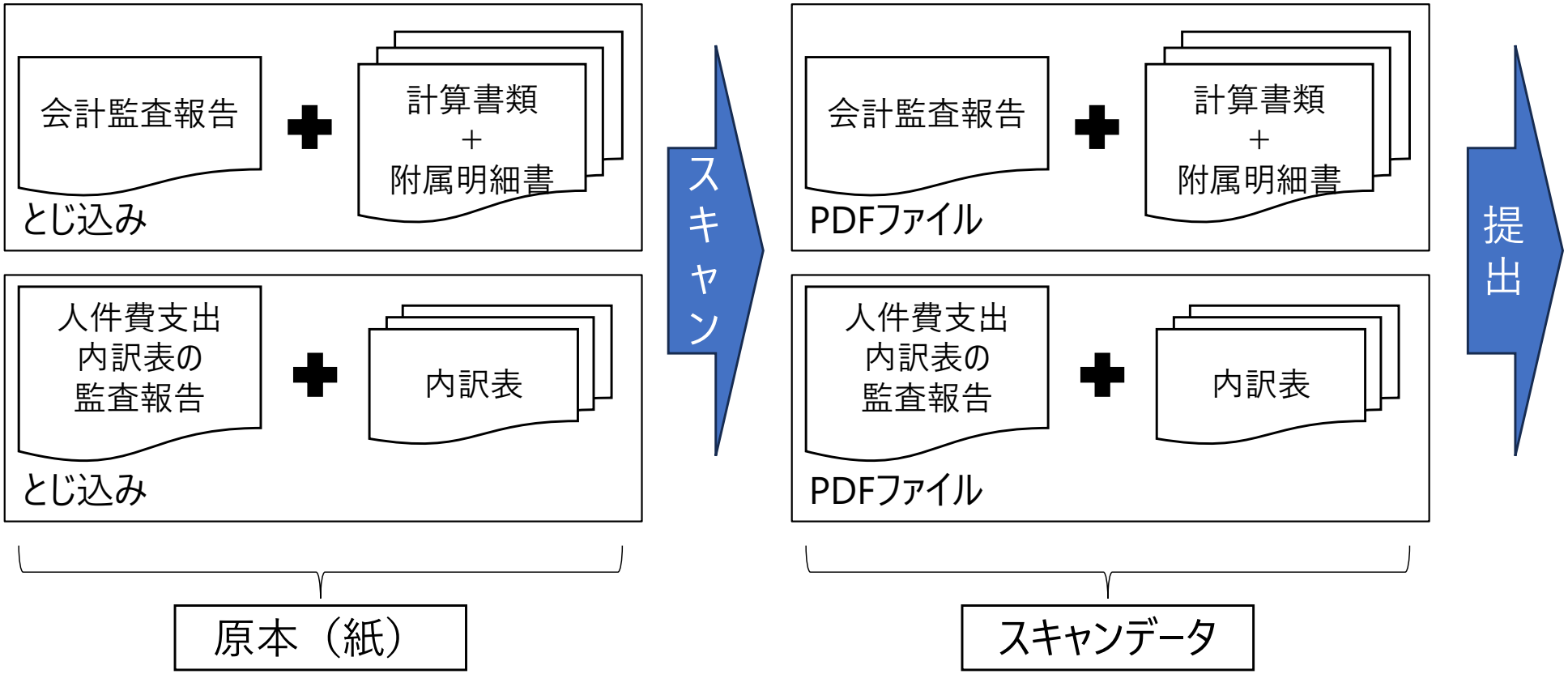

法令、監査事項、文部科学省の通知等に関する内容に不明点等があれば、ご相談ください。

文部科学省高等教育局
私学部参事官付財務調査係
電話：03-5253-4111（2539）
メール：sigsanji@mext.go.jp